

委託仕様書

1. 目 的

医療法並びに「特別な措置を講じた病室に係る基準、管理・運用及び行動規範に関するマニュアル」に基づき、ルテチウムオキシドトレオチド（¹⁷⁷Lu）注射液を投与した患者の入院時の病室の準備及び退院時の病室の清掃並びに放射性同位元素で汚染された物の管理等を行うことで、当該治療に係わる職員並びに一般の患者の安全を確保することを目的とする。

2. 業務の場所

特別措置病室（愛媛県立中央病院 10 階 1017 号室）

3. 業務内容等

<1 日目（患者入院時）の作業>

（1）作業時間帯

原則、患者入院予定日の 10 時～13 時の間で実施し完了すること。

（2）実施業務

1）ポリエチレンろ紙等により病室内トイレの床・壁面養生を行うこと。

2）ラップフィルム等による養生を行うこと。以下、養生範囲とする。

- | | | | |
|-------------------------|--------|-----------|--------|
| ① 病室扉内側取手 | 扉横スイッチ | 流し台スイッチ | 各 1 箇所 |
| ② ベッドリモコン | ナースコール | ベッド照明スイッチ | 各 1 箇所 |
| ③ エアコンスイッチ | 音声スイッチ | ゴミ箱足踏みペダル | 各 1 箇所 |
| ④ テレビリモコン | 2 箇所 | | |
| ⑤ トイレ照明スイッチ | 1 箇所 | | |
| ⑥ トイレ取手 | 2 箇所 | | |
| ⑦ トイレ内手摺 | 3 箇所 | | |
| ⑧ トイレ水洗レバー | 1 箇所 | | |
| ⑨ トイレ内収納取手 | 1 箇所 | | |
| ⑩ トイレ内ナースコール | 1 箇所 | | |
| ⑪ ベッド手摺左右 | 各 1 箇所 | | |
| ⑫ その他、当方が追加養生を必要と判断した場所 | | | |

3）トイレ便器コーティング

4）ビニール袋を設置すること。

- | |
|-----------------|
| ① 鉛容器（蓄尿用）：1 箇所 |
| ② ゴミ箱：2 箇所 |
| ③ テレビ横鉛容器：1 箇所 |
| ④ 蓄尿容器用トレイ：1 箇所 |

5）病室内の線量測定を行うこと。以下、測定箇所とする。

- | |
|------------------------|
| ① 病室内 2 箇所（出入口付近、ベッド横） |
| ② 病室トイレ内 1 箇所 |

※測定結果は当院指定用紙に記入のこと。

<2日目（患者退院時）の作業>

（１）作業時間帯

原則、患者退院後で当院担当者が指定する日の14時～17時の間で実施し完了すること。

（２）患者が退出基準を満たさず入院時間延長となった場合の対応について

当院担当者とし、日時調整の上、作業を実施し完了すること。

（３）実施業務

- 1) ポリエチレンろ紙等の撤去を行うこと。
- 2) ラップフィルム等の撤去を行うこと。
- 3) 流し台及びトイレ（便器）の清掃を行うこと。
- 4) 汚染検査（直接サーベイ法）を実施すること。以下、検査範囲とする。
 - ① 病室内の床、流し台、トイレ（便器）
 - ② 鉛容器（蓄尿用）
 - ③ ラップフィルム等による養生箇所（ラップフィルム等撤去後に検査実施）
 - ④ ポリろ紙、ゴミ及びリネン
 - ⑤ その他、当方が追加検査を必要と判断した場所
- 5) 汚染が発見された場合は汚染箇所を明確にし、汚染を拡大させないために汚染区域への立ち入り制限等の措置を講じると同時に、医療法施行規則別表第5に掲げる濃度の10分の1以下（4Bq/cm²以下）になるよう汚染を除去すること。
- 6) 除染困難な汚染が認められた時は、当院担当者に報告すること。
- 7) ポリろ紙、ゴミ及びリネン並びに患者の衣類等から汚染が認められた時は、RI汚染物として、8)に従い処置すること。
- 8) RI汚染物の処置を行うこと。

二重のビニール袋に封入した状態で地下RI管理区域内の所定の場所まで運搬し保管すること。（詳細は当院担当者の指示に従うこと）
- 9) 蓄尿の処理を行うこと。
 - ① 鉛容器に入れた状態でRI管理区域内まで運搬しトイレより排水設備内へ流すこと。
 - ② 蓄尿容器はトイレ内流しで洗浄し廃棄すること。（詳細は当院担当者の指示に従うこと）
- 10) 病室内の線量測定を行うこと。以下、測定箇所とする。
 - ① 病室内 2箇所（出入口付近、ベッド横）
 - ② 病室トイレ内 1箇所

4. 報告及び確認

- （１）業務終了の都度速やかに作業完了報告書を提出し、当院担当者の確認を受けること。
- （２）作業完了報告書には病室内の線量測定の結果並びに汚染の状況の結果を記載すること。

5. その他

- （１）本業務で必要となる消耗品については受託者にて準備すること。
- （２）本業務で使用する作業道具類の当院指定場所への保管を認める。
- （３）線量測定で使用するサーベイメータは当院より貸与する。
- （４）本業務には患者退院後の病室内の一般清掃は含まない。
- （５）本業務実施にあたっては放射線取扱上の法令等を遵守すること。